

# 淡路広域水道企業団電子インボイスの訂正 及び削除の防止に関する事務処理規程

令和6年2月8日  
管理規程第1号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消費税法施行規則第15条の5第1項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第4条第1項に定められた適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書の電磁的記録（以下「電子インボイス」という。）の保存義務を履行するため、電子インボイスを適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、淡路広域水道企業団の全ての職員（プロパー職員、県派遣職員、関係市派遣職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、総務課長とする。

## 第2章 電子インボイスの取扱い

(電子インボイスの保存)

第4条 取引先から受領した第5条に定める電子インボイスは、総務課の会計共有フォルダ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第5条 保存する電子インボイスとその保存方法は以下のとおりとする。

書類の内容	保存方法
適格請求書	取引先業者から受領したファイル名のあとに取引金額を付与し、年度単位で取引先別、取引月別に総務課の会計共有フォルダ内に保存する。
適格簡易請求書	
適格返還請求書	

(運用体制)

第6条 保存する電子インボイスの管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 管理責任者 総務課 課長
- 処理責任者 総務課 業務係（会計担当）

(訂正削除の禁止)

第7条 保存する電子インボイスの内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する電子インボイスを訂正又は削除する場合は、処理責任者は「電子インボイス訂正・削除申請書（様式第1号）」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- (ア)申請日
- (イ)取引件名
- (ウ)取引先名
- (エ)取引年月

- (オ)ファイル名
- (カ)訂正・削除日付
- (キ)訂正・削除内容
- (ク)訂正・削除理由
- (ケ)処理担当者名

- 2 管理責任者は、「電子インボイス訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して電子インボイスの訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、電子インボイスの訂正及び削除を行った場合は、当該電子インボイスに訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「電子インボイス訂正・削除完了報告書（様式第2号）」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「電子インボイス訂正・削除申請書」及び「電子インボイス訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった電子インボイスの保存期間が満了するまで保存する。

#### 附 則

(施行)

**第9条** この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

電子インボイス訂正・削除申請書

申請日 年 月 日

管理責任者 様

以下のとおり、保存した電子インボイスにつき訂正又は削除を行いたいのので承認して頂きたく存じます。

処理責任者名

1.取引件名

2.取引先名

3.取引年月 年 月

4.ファイル名

5.訂正・削除日付 年 月 日

6.訂正・削除内容

7.訂正・削除理由

8.処理担当者

決裁		管理責任者	印
承認	却下		

電子インボイス訂正・削除完了報告書

完了日 年 月 日

管理責任者 \_\_\_\_\_ 様

先に申請した「電子インボイス訂正・削除申請書」に基づき、以下のとおり訂正又は削除を完了したのでご報告致します。

処理責任者名 \_\_\_\_\_

1.取引件名

2.取引先名

3.取引年月 年 月

4.ファイル名

5.訂正・削除日付 年 月 日

6.訂正・削除内容

7.訂正・削除理由

8.処理担当者